

(参考) 消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（令和4年度本市見込額 1,462,080 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

(単位：千円)

事項及び事業名		事業費	一般財源活用額
社会福祉	生活保護法定扶助事業費	4,119,806	329,750
	保育所運営費負担事業費	2,002,939	158,295
	幼稚園子ども・子育て支援事業費	933,832	93,278
	私設保育施設助成事業費	12,965	1,976
社会保険	介護保険事業特別会計繰出金	1,586,966	533,585
	国民健康保険事業特別会計繰出金	558,701	187,852
保健衛生	予防接種事業費	388,581	127,420
	がん検診事業費	92,782	29,924
合計		9,696,572	1,462,080